

非紹介患者初診加算料及び再診加算料について【お知らせ】

当院では、地域医療機関との連携と機能分担の一層の推進のため、平成28年4月の診療報酬改定により、「**紹介状**」をお持ちでない初診の患者さんから「**非紹介患者初診加算料**」として、5,090円をご負担いただいておりますが、令和4年度の診療報酬改定により、**令和4年10月1日からは、7,700円（消費税等込み）をご負担いただきます**（ただし、助産に係る療養等の場合は非課税となります）。

また、**当院から他医療機関（大病院を除く）への紹介後に、当院を受診した患者さんからは「再診加算料」として、2,550円をご負担いただいておりますが、令和4年10月1日からは、3,300円（消費税等込み）をご負担いただきます**（ただし、助産に係る療養等の場合は非課税となります）。

他の病院・診療所を受診している方で、当院を受診される場合には、ぜひ紹介状をお持ちいただくようお願いします。

非紹介患者初診加算料及び再診加算料の対象外

[初診の場合]

- ① 当院の他の診療科から院内紹介されて受診する患者
- ② 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ③ 周産期事業（総合周産期母子医療センター）における休日夜間受診患者
- ④ 外来受診から継続して入院した患者
- ⑤ 災害により被害を受けた患者
- ⑥ 治験協力者、労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ⑦ その他、当院が、当院を直接受診する必要性を特に認めた患者（※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合は認められません）
 - 救急用自動車で搬送された患者、救急症状により即日入院となる患者、医師が緊急性等を認めた患者
 - 国の公費負担医療制度の受給対象者（生活保護法による医療扶助、特定の疾病による各種公費負担制度）
 - 地方単独事業のうち特定の障がい、特定の疾病に対する受給対象者
 - 健康診断、妊婦検診、乳幼児検診、人間ドッグ、予防接種、HIV感染者

[再診の場合]

- ① 周産期事業（総合周産期母子医療センター）における休日夜間受診患者
- ② 外来受診から継続して入院した患者
- ③ 災害により被害を受けた患者
- ④ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ⑤ その他、当院が、当院を直接受診する必要性を特に認めた患者（※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合は認められません）
 - 救急用自動車で搬送された患者、救急症状により即日入院となる患者、医師が緊急性等を認めた患者